

第 159 号 (2019 年 5 月)

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 米中貿易摩擦と中国のサプライチェーンの再編（後編）
専修大学 商学部 准教授 池部亮…………… 1
- ◆ 「外商投資法」の登場と外商投資企業への影響
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 国際アドバイザー事業部 …… 7

■ 経 済

- ◆ 中国地域経済の市場としての特徴
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 調査部…………… 12

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：納税の確実性に対する国家税務総局のコミットメント
— 「中国事前確認制度年次報告書（2017）」の解説
KPMG 中国…………… 18

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「米中貿易摩擦と中国のサプライチェーンの再編（後編）」

- ◇2017 年の米国の貿易赤字は 7,971 億ドルに達した。2018 年は 8,058 億ドルに増加し、前年を上回る赤字となった。また、制裁関税下にあっても赤字額に占める中国のシェアは微増しており、貿易収支を見る限り制裁関税による中国からの輸入削減効果は見られない。
- ◇米国の制裁発動後の中国からの輸入を品目別に見ると、コンピュータの出入力・記憶デバイス、コンピュータ部品は減少しており、調達先のシフトが起きているか、今後起きる可能性がある。一方、複写機、プラスチック製品、自動車部品の減少はいまのところ見られないが、今後複写機、自動車部品等は調達先がシフトする可能性がある。
- ◇現在、対中制裁関税によって予想される企業の対処はサプライチェーンの転換。ただし、素材、汎用部品、モジュール生産に強みを持つ中国を避ける再編は協力企業の集積が伴わないと最終財のコスト上昇は避けられない。それでも米国が抱える対中リスクを考慮し、企業戦略として製品の非中国化が望ましいと判断する企業は今後増えていくことになる。

特集 『外商投資法』の登場と外商投資企業への影響

- ◇2019 年 3 月 15 日に「外商投資法」が公布され、2020 年 1 月 1 日から施行される。これに伴い、従来、外商投資企業を設立・運営するときの基本法であった「中外合弁企業法」「外資企業法」「中外合作企業法」の外資三法は廃止される。
- ◇新たな「外商投資法」は投資に係る法律である為、外商投資企業の組織形態、組織機構の活動については「公司法」等の法律の規定が適用される。これにより中外合弁企業は、定款に定める権力機構（最高議決機関）を従来の董事会から株主会に変更し、その議決要件の変更も必要となる。
- ◇中外合弁企業は、「中外合弁企業法」等の下では、定款の改定、解散、増減資、合併・分割の決定には董事会の全会一致の可決が必要だが、「公司法」の下では 2/3 以上の出資比率を占める株主の意向で決定できるようになる為、出資比率や株主の権利について見直しが必要となる。

経 済 「中国地域経済の市場としての特徴」

- ◇中国の地域経済には多様性があることから、企業目線で市場をとらえる場合、地域ごとの特徴を整理する必要がある。また、企業が中国事業を展開するうえで、中国の経済規模が大きくなる分だけ稼ぎも大きくなる為、中国の経済成長の鈍化が必ずしも問題ではない。
- ◇企業にとり魅力的な地域である「最も伸びている地域」は、一定以上の経済規模と一定ペースの成長テンポを維持していることが必要条件で、経済規模とパイの拡大ペースには地域格差が大きい。また、労働力と生産性に影響を与える出生率、大学進学率等からみた人口動態も、地域により特徴が異なる。
- ◇経済的なパイの拡大を軸にしつつ、人口動態の様々な指標も補完的にみることで、日本企業にとり、自社の事業領域、事業分野と、各地域の発展度合いを今一度見つめ直し、長期的な視野で事業戦略を構築していくことが望まれる。

スペシャリストの目

税務会計 「納税の確実性に対する国家税務総局のコミットメント

ー『中国事前確認制度年次報告書（2017）』の解説

☆国家税務総局（SAT）は、企業が将来年度の関連者との取引価格の設定方針と算定方法について税務機関から事前に合意を得る事前確認制度（APA）に関する「2017 年度 APA 報告書」を発表。APA を実施した 2005 年から 2017 年迄で、ユニラテラルと二国間の APA 締結は 147 件に上る。

☆SAT は納税者に対する二重課税防止をコミットしており、より多くのリソースを APA 作業に配分している為、今後は APA を申請する企業に対するより多くのサポートが期待される。また、中国を含む多くの税務機関は BEPS 行動計画 14 の最低基準に基づき、APA の処理を迅速化している。

☆BEPS 時代にあって、各国税務機関の移転価格の価格設定に対する要求は著しく強化され、データに基づくコンプライアンスプログラムの採用に伴い、今後、検査と紛争が増加する可能性がある。日系企業は効果的な紛争解決ツールの利用が重要となり、APA は最もその有効なツールといえる。

～アンケート実施中～

（回答時間：10 秒。回答期限：2019 年 5 月 25 日）

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



特 集

米中貿易摩擦と中国のサプライチェーンの再編(後編)

専修大学
商学部
准教授 池部亮

米国の品目別輸入動向

IMF (Direction of Trade) によると 2017 年の米国の輸入総額は 2 兆 3,424 億ドル、対する輸出は 1 兆 5,456 億ドルで貿易赤字は 7,971 億ドルに達した。2018 年は 8,058 億ドルに増加し、前年を上回る赤字となった。また、制裁関税下にあっても赤字額に占める中国のシェアは微増しており、貿易収支を見る限り制裁関税による中国からの輸入削減効果は見られない。

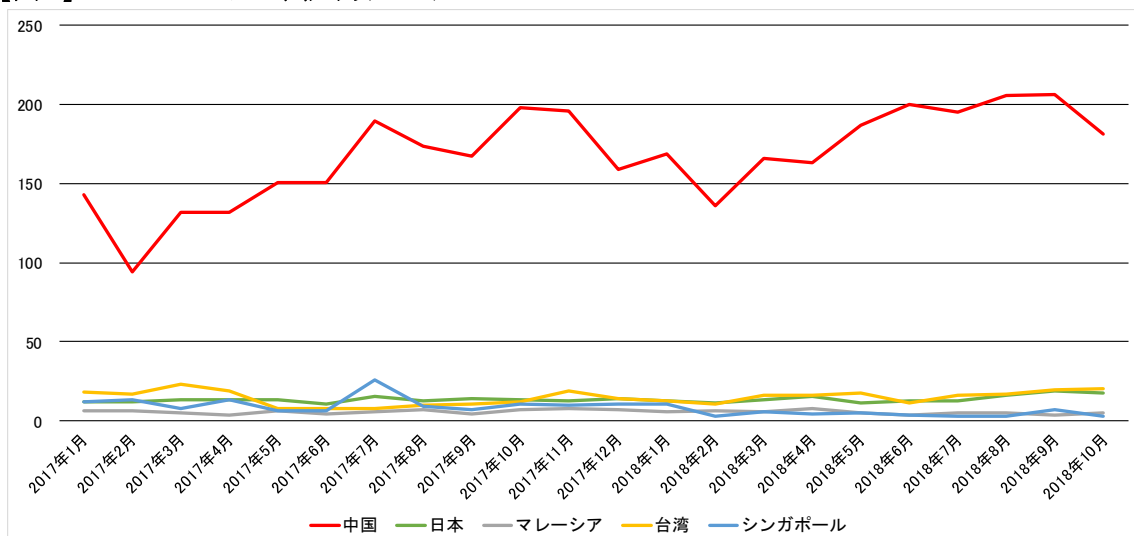
では、品目別に米国の月次輸入動向を見ていこう。期間は 2017 年 1 月から 2018 年 10 月までとし、それぞれの品目で米国の輸入額の大きい上位 5 カ国・地域からの推移を見ていく。単位は 100 万 US ドルで、数値の出所は UN Comtrade である。

(1) コンピュータの出入力デバイス (HS8471.60) と記憶デバイス (HS8471.70)

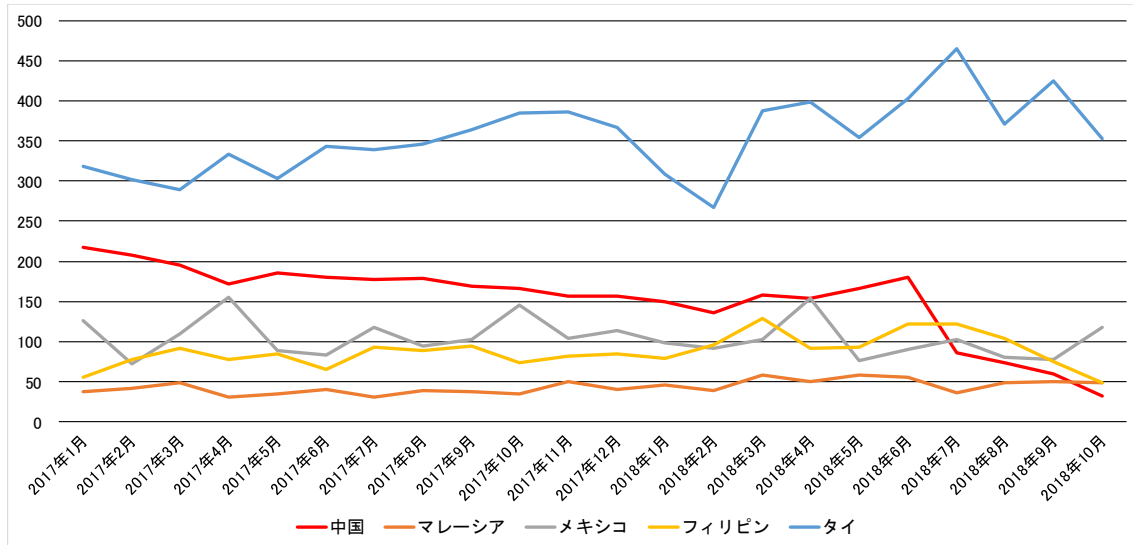
米国の対中制裁関税ではノート型 PC などの最終財は対象に入っていない。これは Dell、HP、アップルなど PC 生産と販売を手がける米国企業による逆輸入品が大きなシェアを占めるためであろう。一連の制裁関税にスマートフォンが対象に入っていないことも同じ理屈となる。図 2 はキーボードやマウスなどの入力デバイスと出力デバイスの推移を示す。これらは対中制裁第 3 弾で対象となった品目で 2017 年に約 19 億ドルが輸入されている。中国からのシェアが圧倒的に高く、中国の生産を他国が代替することは短期的に難しい品目であり、米国内での販売価格が上昇することが予想される。

次にハードディスクドライブ (HDD) などが含まれる記憶装置について図 3 で見ていこう。2017 年の対中輸入額は約 22 億ドルで、輸入シェアはタイからが 40.8%、中国からは 21.7% を占めた。第 2 弾の制裁関税で一部の品目が対象となり、第 3 弾で複数品目が追加された。このため、中国からの輸入が 2018 年夏以降急落していることがわかる。また、2018 年 10 月にはメキシコからの輸入が増えているように見え、一定程度の代替が進行している可能性を示唆している。

【図 2】 コンピュータの出入力デバイス



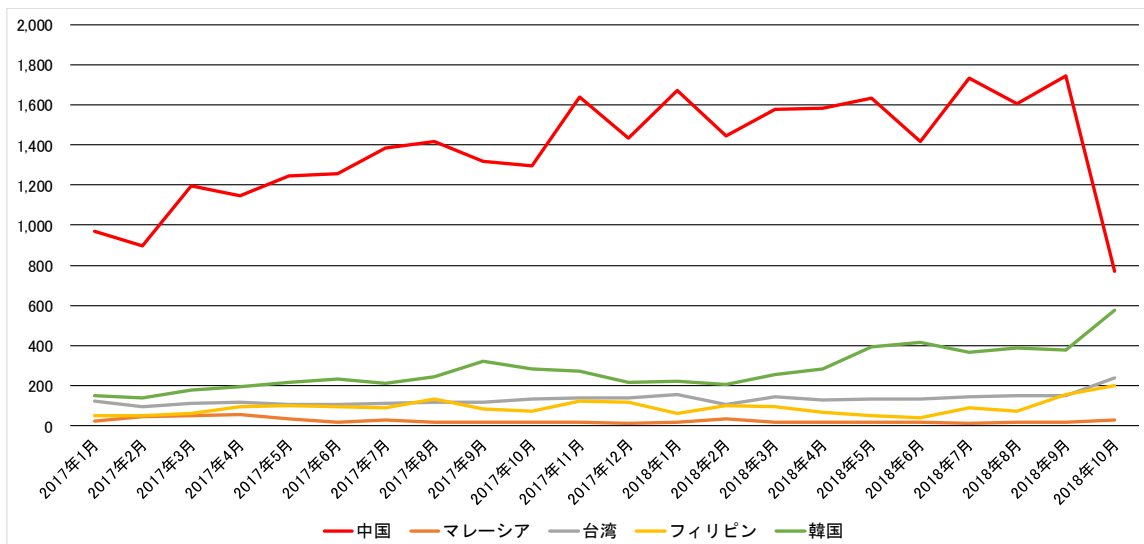
【図 3】 コンピュータの記憶デバイス



(2) コンピュータ部分品・付属品 (HS8473.30)

図 4 はコンピュータ部分品・付属品の輸入動向を示す。同品目は、第 2 弾で印刷回路 (PCB) が含まれなかったものの、第 3 弾で PCB 含む幅広いコンピュータの部品が対象となり、2018 年 10 月に対中輸入が大きく減少することとなった。図を見る限り、中国が下落する一方、韓国、台湾、フィリピンなどに調達先がシフトしている可能性がある。また、今後は調達先シフトに加え中国からの生産立地の転換も起こり得る状況といえよう。何れにせよ、米国の同品目の輸入額は 2017 年に 222 億ドルと多額であり、うち中国が 68.5% のシェアを占める品目であった。また、同品目は中間材料であることから、中国シェアの急落は短期的には米国内のサプライチェーンへの影響が大きく、調達先シフトによるコスト増や欠品など混乱が予想される。

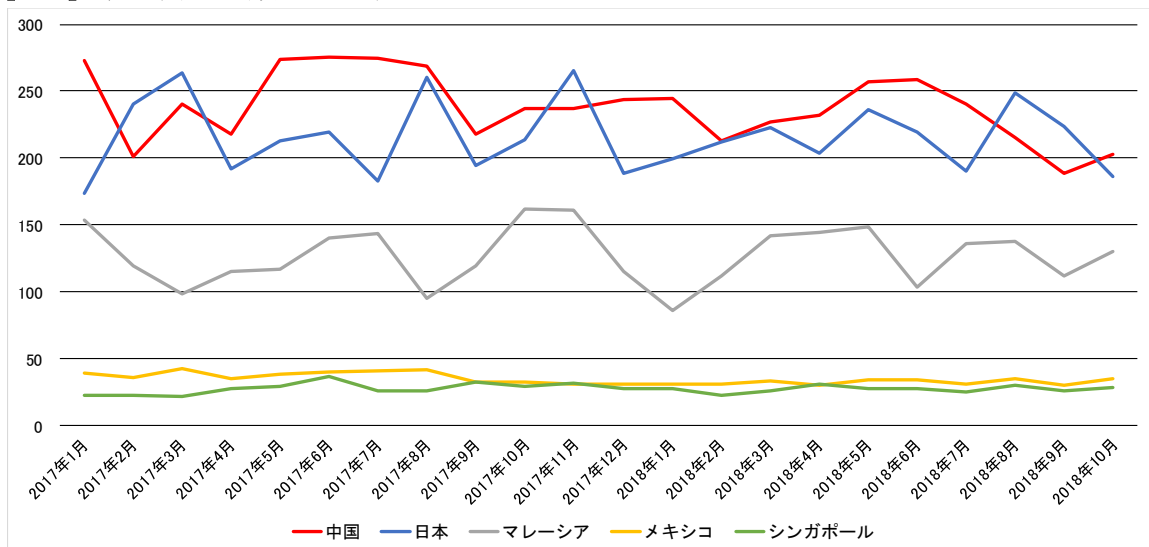
【図 4】 コンピュータ部分品・付属品



(3) 印刷機械の部分品・付属品 (HS8443.99)

図5は印刷機械の部分品・付属品の推移である。同品目も第1弾で一部品目が対象となり、第2弾、第3弾で対象品目が加えられた。このため、2018年7月以降、中国からの輸入が低下傾向にある。同品目は印刷機械に関わる様々な部品から成り、2017年の米国の輸入額に占める中国のシェアは32.4%、日本からが28.7%、マレーシアが16.9%となる。日系企業が中国やマレーシアで生産する品目も多く含まれており、日本企業の生産立地などにも影響を与える可能性がある。とは言え、部品製造は最終財の組み立てと異なり、化学品工程や金属の焼き入れなど設備投資の大きな業種も多い。このため、中国からの生産立地の転換は時間を要すものの、マレーシア、タイ、フィリピン、ベトナムなど東南アジアの既存工場の拡張や新規投資に加え、日本への生産回帰も視野にサプライチェーンの再編が進む可能性がある。

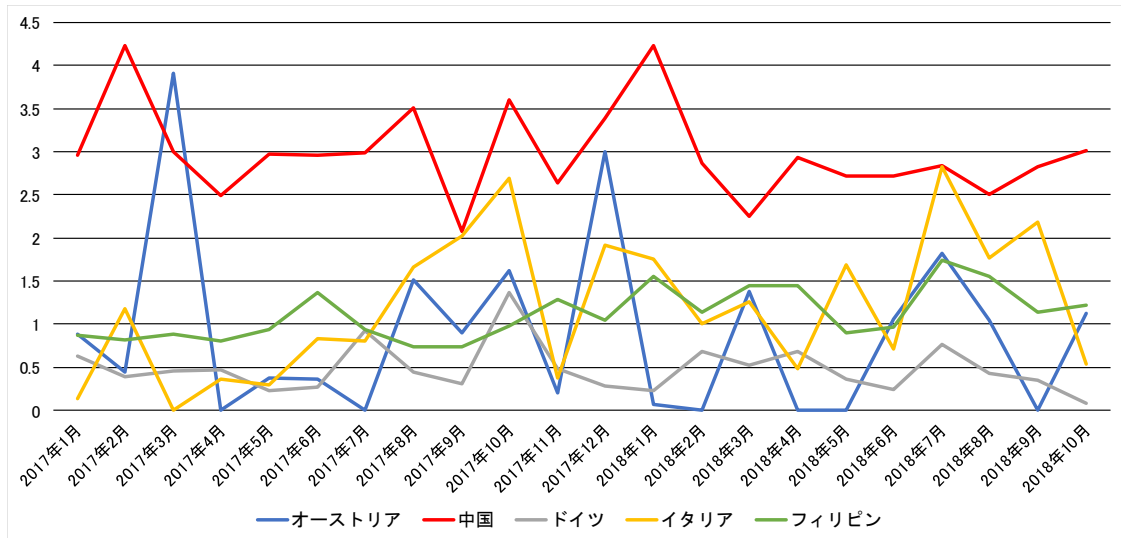
【図5】印刷機械の部分品・付属品



(4) 複写機 (HS8443.39)

2017年、米国の複写機輸入は248万台で、うち71.1%が中国からの輸入である。しかし、輸入額ベースでは中国は36.0%となる。オーストラリア、イタリアは金額ベースでそれぞれ12.9%、12.0%を占め上位国であるものの、台数ベースでは1%未満のシェアであり、中国やフィリピンからの輸入機種よりも高額な機種が輸入されていると推測できる。印刷機械の中では第2弾でオフセット印刷機、グラビア印刷機などが制裁対象となり、第3弾で複写機への制裁関税が始まった。なお、コンピュータネットワーク接続型のインクジェットプリンターなどの印刷機械は制裁関税の対象から外れている。複写機も日系メーカーが強い分野であるものの、2017年の日本からの対米輸出額は207万ドル(2.0%)に過ぎない。このため、中国とフィリピンからの対米輸出の多くが日系企業によるものと推察できる。中国からは高級機種、フィリピンからは中級機種といった棲み分けが行われている可能性があり、関連部品メーカーの集積度などからフィリピンが中国生産の代替地候補となるかもしれない。ただし、部品企業の生産立地の転換は容易でないため、しばらくは、中国からの輸入に依存せざるを得ず、米国市場での製品価格の上昇などが予想される。

【図 6】複写機

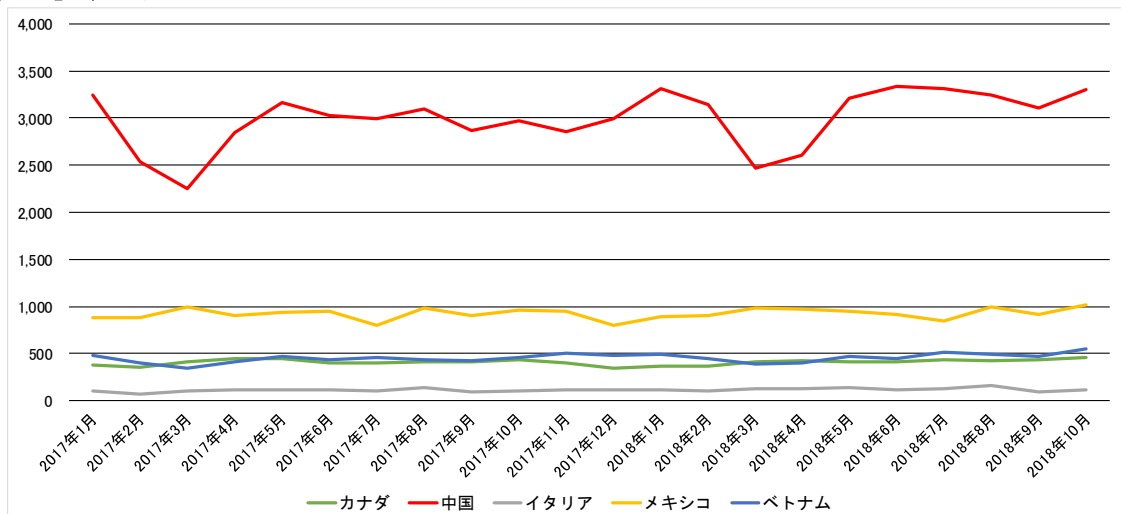


(5) 家具類 (HS94)

家具類は対中制裁関税の第3弾で対象に入った品目で、HSコード4桁ベースで見ると、腰掛け類、その他家具および部品、寝具類、照明器具、プレハブ建築物が制裁関税の対象となる。理美容および医療用家具は対象から除外された。ただし、家具類の品目分類はHSコード4桁ベースでは上記6種類のみで、うち5品目が制裁対象を含んでいる。また、2017年の米国の家具類の対世界輸入額は672億8,007万ドルで、第3弾の対象品目は金額ベースでは98.6%とほぼ全量を占める。このため、本稿では家具類 (HS94) 全体について動向を考察する。

図7が示す通り、中国からの輸入シェアが圧倒的に高く、2017年の米国の家具類輸入に占めるシェアは中国が51.8%、メキシコが16.3%、ベトナムが7.9%、カナダが7.2%、イタリアが1.9%であった。重量や容量の大きい家具類は輸送費の観点で需要地の近くで生産することが合理的であり、従前のNAFTA (今後はUSMCA) もあることから隣国のメキシコとカナダが選好されてきた。また、イタリアからの家具はデザイン性の高い高級家具が多く含まれると考えられる。この点、中国とベトナムが輸送費をかけても価格競争力を持つ普及品 (汎用品) の生産基地になっていると考えられる。第3弾の制裁関税実施後でも中国のシェアに大きな変化は見られない。しかし、中長期的に中国生産をシフトするのであればベトナムへの転換が起こる可能性があり、実際、前編で触れたようにベトナム側もこの家具類の中国からの生産移管を警戒している。

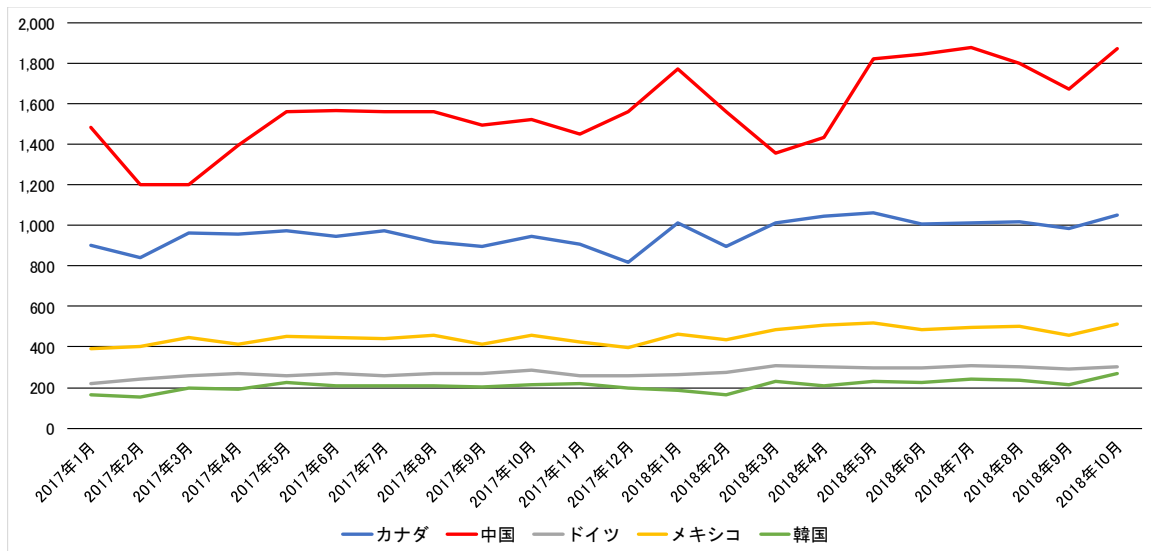
【図 7】家具類



(6) プラスチック製品 (HS39)

プラスチック製品は既述の通り第 1 弾と第 3 弾の制裁関税によって台所用製品、化粧品容器などを除くほぼ全品目 (HS4 桁ベース) が制裁対象となっている。図 8 が示すように中国が最大の輸入先であるものの、制裁関税が始まった 2018 年の夏以降の輸入額は減少していない。2018 年 10 月の輸入がクリスマス商戦の影響からか全体的に上向いており、中国からの輸入は制裁にも関わらず好調に推移している。様々な商品群からなるプラスチック製品の中国生産品の代替は短期的には起こりにくく、しばらくは関税上乘せによるコスト増を販売元、輸入企業、米国消費者が負担することになりそうだ。

【図 8】プラスチック製品



(7) その他の品目

これまで米国の対中輸入の動向を主要品目別に見てきた。最後に、紙幅の関係でグラフは示さないがいくつかの気になる品目を取り上げて考察してみたい。

制裁対象となっていない衣類や履物は既述の通り対米輸出では中国が圧倒的なシェアを持っており、それをベトナムが追い上げる構図となる。これは中国の生産環境変化に加え、TPP（米国が脱退する前）によるベトナムの輸出環境向上などが背景であり、米中貿易摩擦よりも前から生産シフトが進んでいる品目である。今後、米国の対中制裁関税でこれら品目が加わることになれば、ベトナムへの生産シフトがさらに加速する可能性があるだろう。

では、制裁対象となっているその他の品目を順番に見ていく。まず、自動車部品 (HS8708) である。自動車部品は第 3 弾から制裁対象となっており、その品目も HS コード 8 桁ベースで 84 品目と多様な部品が 9 月から対中関税の引き上げが行われた。米国の自動車部品の国別輸入シェアを見ると、メキシコが 34.5% と最大で、中国は 14.9% と第 2 位のシェア、次いでカナダ (13.3%)、日本 (12.6%) となる。2018 年 9 月以降、対中関税が引き上げられたものの、10 月までの統計では自動車部品輸入額は全体として上昇しており、中国からの輸入も拡大している。自動車部品は完成車の開発段階から自動車メーカーとの間で綿密な擦り合わせを必要とする製品である。このため、部品生産の立地転換は短期的には起こり得ない。ただし、今後、新しい部品生産については中国生産品の拡大という選択は難しくなるだろう。自ずと米国の自動車部品輸入もメキシコ、日本、ドイツ、カナダなどに調達先をシフトすることが予想される。

次に HS コード 2 桁ベースで HS16 に該当する肉や魚類の加工品について見ていこう。同品目は第 3 弾で制裁対象となり、ソーセージと豚肉、牛肉の調製品を除くほとんど全ての品目 (HS8 桁ベースで 93 品目) が対象となった。同品目は養殖資源に依存した加工品が多く安定的な供給と

量の確保が必要となる。2017 年の米国の輸入額は 54 億 2,952 万ドルで、国別シェアを見るとタイが 17.9%、中国とカナダが同率で 14.0%、インドネシアが 11.5%、ベトナムが 9.5%となる。中国からはエビ、魚、蟹の調製品が主要品目であり、東南アジア諸国への産地転換が徐々に進む可能性がある。制裁関税が始まった 9 月以降、中国からの輸入額は急減し、代わりにタイ、インドネシア、ベトナムのシェアが上昇傾向にある。ただし、養殖資源の安定確保と加工賃（人件費）との兼ね合いから、調達先のシフトは簡単ではなく、どこまで代替が進むのか今後の動向が注目される。

まとめ

本稿では米国の対中制裁関税について主要品目の動向を見てきた。より複眼的に見るためには中国の対米報復関税の影響についても見ていく必要がある。

今回の簡易な分析で、米国の対中輸入の大部分を占める米国企業の中国生産品（OEM、ODM も含む）の逆輸入については、一連の制裁措置から除外されていることが分かった。現在、対中制裁関税によって予想される企業の対処はサプライチェーンの転換である。米国は生産立地で米国回帰を求めるが、コンピュータやスマートフォン、衣類や履物の中間材料の生産地は東アジア地域（東南アジアも含む）に集中しており、最終組立工程だけを米国に移すというのは経済合理性に反する。米中間の貿易摩擦は短期的に解決を見る問題ではなく、構造的な問題でもあり、非中国産の動きは今後も続くことになろう。実際、米 IT 大手のグーグルは自社のスマートフォン、AI スピーカーといった製品製造のサプライチェーンを中国ではなく東南アジアで築くように協力企業に要請しているという（「日経新聞」2019 年 2 月 14 日）。

しかしながら、素材、汎用部品、モジュール生産といった中間材料に強みを持つ中国を避けたサプライチェーンの再編は一朝一夕に完成することはないであろう。協力企業の集積と重層的な供給網が伴わない最終財生産は、コストが上昇してしまうからである。このように、最終製品の組立工場だけを切り離して経済合理性のない地域に工場を移転すると輸送費や部材調達費などのコストがかさみ、結果的には関税付加後の中国生産品よりも価格が高くなる可能性もある。それでも米国が抱える対中リスクを考慮し、企業戦略として製品の非中国化が望ましいと判断する企業が今後増えていくことになろう。

今後、これまでの第 1 弾から第 3 弾までの制裁関税が撤廃されるかは不明である。制裁がこれ以上先鋭化し米国企業・ブランドの逆輸入品に制裁対象がおよぶ事態となれば、米国消費者の負担増だけでなく米系グローバル企業の収益への下押し圧力となる。保護主義の貿易政策からは勝者は生まれないとされるが、米中貿易摩擦においても私たちが確認できるのは、現時点で誰も得をしていない状況が続いているということだけである。

（執筆者連絡先）

専修大学 商学部 池部 亮



「外商投資法」の登場と外商投資企業への影響

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

2019 年 3 月に開催された全国人民代表大会（第 12 期第 2 回会議）で、「外商投資法」が可決、成立した。同法は 3 月 15 日に公布され、2020 年 1 月 1 日から施行されるが、これに伴い、従来、外国企業や個人が中国に投資し、外商投資企業を設立・運営するときの基本法であった「中外合弁企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」の外資三法は廃止される。

「外商投資法」は、外資三法と違い、名称に「企業」が入っていない。「外商」（外国企業その他の組織と個人）の投資に関わる法律で、外商投資企業に関しては、内資企業と同等以上の待遇（内国民待遇）を与えることが規定されているが、企業の設立・運営についての特別な規定は設けられていない。

ここでは、外商投資企業の設立・運営の面で影響を及ぼすと見られる点について述べてみたい。

1. 「公司法」の適用

「外商投資法」では、「外商投資企業の組織形態、組織機構とその活動准則は『中華人民共和国公司法』、『中華人民共和国パートナーシップ企業法』等の法律の規定を適用する。」（第 37 条）と規定され、また、「本法の施行前に『中華人民共和国中外合弁企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中外合作経営企業法』により設立した外商投資企業は、本法の施行後 5 年以内において元の企業の組織形態等を引き続き留保することができる。具体的な実施規則は、国務院が定める。」（第 42 条）とされている。

組織形態とは、「公司法」に規定される有限責任会社と株式有限公司、「パートナーシップ企業法」に規定されるパートナーシップ企業を指すが、既存の外商投資企業は大部分が有限責任会社であり、これらは組織形態を変更する必要はない。変更の必要があるのは、組織機構とその活動准則である。特に中外合弁企業は、例外なく定款に定める権力機構（最高議決機関）とその議決要件を変更しなければならない。

外資企業（独資企業）については、もともと「外資企業法」と同「実施細則」に組織機構に関する規定がなく、2006 年に「公司法」が改正されたのを機に、政府の解釈で「公司法」の規定が適用されている。また、中外合作経営企業は、組織形態が有限責任会社である企業が大部分だが、全体の数が少ないことから、ここでは取りあげない。

中外合弁企業の組織機構は、従来は「中外合弁企業法」と同「実施条例」の規定により、董事会を権力機構とし、その下に総経理以下の高級管理者で構成する経営管理機構を設置する。董事会は、3 名以上の董事で構成し、合弁各方が出資比率を参照して人数の配分を確定し、任命・派遣する。

これに対し、「公司法」に規定される有限責任会社の組織機構は、株主会を権力機構とし、その下に株主会に責任を負う機関として 3 名から 13 名で構成する董事会または 1 名の執行董事を置き、さらに董事会が任命し董事会に責任を負う經理を任意に置くことができるとされている。

「公司法」には、そのほかに「中外合弁企業法」と同「実施条例」に規定のない機関として、3 名以上で構成する監事会または 1、2 名の監事の設置が規定されているが、これらは 2006 年に「公司法」が改正施行された際に、既存の中外合弁企業に対しても政府部門が設置を指導し、すでに多くの中外合弁企業が監事会か監事を置いているため、新たに設置が必要になる企業は少ないと見られる。

それぞれの権力機構の活動準則である会議の開催・議決要件を比べると、以下のような違いがある。

中外合弁企業法・実施条例と公司法の議決機関・要件の違い

項目	中外合弁企業法・実施条例	公司法
権力機構	董事会	株主会
メンバー構成	・ 董事は 3 名を下回らない ・ 董事の配分は合弁各方の出資比率を参照して協議・確定 ・ 董事会に董事長と副董事長を置き、合弁各方が協議により決定または董事会で選出、合弁の一方が董事長を務めるときは他方が副董事長を務める	・ 全株主で構成
会議の開催要件	・ 毎年少なくとも 1 回開催 ・ 董事長が招集・主宰 ・ 2/3 以上の董事または代理人により開催 ・ 1/3 以上の董事の提議により臨時董事会を開催	・ 第 1 回の株主会会議は出資額が最多の株主が招集・主宰、董事会を設置する場合は董事会が招集し董事長が主宰 ・ 定期会議は定款の規定により定期的に開催、臨時会議は 1/3 以上の董事・監事（会）の提議により開催
議決事項、要件	・ あらゆる重大問題を決定 ・ 定款の改訂、解散、増減資、合併・分割は董事会会議での董事の全会一致による（一人一票制） ・ 上記以外の事項は定款に規定	・ 以下の職権を行使 ①会社の経営方針及び投資計画を決定 ②従業員代表でない董事・監事の選任・交代、董事・監事の報酬の決定 ③董事会の報告の審査・承認 ④監事会又は監事の報告の審査・承認 ⑤年度財務予算案・決算案の審議・承認 ⑥利益分配案・損失補填案の審議・承認 ⑦増資・減資の決議 ⑧社債発行の決議 ⑨会社の合併・分割、会社形態の変更、解散・清算等の決議 ⑩定款の改訂 ⑪定款に規定するその他の職権 ・ 株主が出資比率により議決権を行使、ただし定款に別途規定が可 ・ 定款の改訂、増減資、合併・分割、解散、会社形態の変更は 2/3 以上の議決権を代表する株主により可決
法定代表者	董事長	董事長、執行董事または経理（定款に規定）

中外合弁企業の董事会会議は、法定代表者である董事長が招集・主宰し、2/3 以上の董事（代理人を含む）で成立するとされ、その議決は董事（代理人を含む）の一人一票の表決方式で行い、定款の改訂、解散、増減資、合併・分割の 4 つの事項については会議に出席した董事（代理人を含む）の全会一致で可決しなければならないとされ、その他の事項については定款に規定するとされている。

これに対し、「公司法」に規定される株主会会議は、初回は出資額が最多の株主が招集・主宰し、その後は董事会を設置する場合は董事会が招集し、董事長が主宰するとされている。その議決事項は株主会の「職権」として 11 項目が列挙されるが、議決にあたっては、各株主が出資比率に従って議決権を行使するか、または定款の規定に従って行うが、11 項目のうち、定款の改訂、増減資、合併・分割、解散、会社形態の変更については 2/3 以上の議決権を代表する株主により可決しなければならないとされている。なお、株主会会議の成立要件については、特に規定がない。

以上のように、「中外合弁企業法」と同「实施条例」の下では、定款の改訂、解散、増減資、合併・分割を決定する場合には、董事会会議での全会一致での可決が必要とされているが、「公司法」の下ではこれらの事項と組織形態の変更は出資比率で 2/3 以上を占める株主の意志で決定できることになる。

従来、外資に出資比率制限が課されてきた自動車（完成車）製造や証券・生命保険なども、政府が近い将来に制限を撤廃する方針を示しており、既存の中外合弁企業の出資比率の引き上げを検討している企業もあることだろう。また、出資比率で多数を占めていても、上記の 4 項目だけでなく、その他の事項まで董事会会議での全会一致としている中外合弁企業もある。特に、早い時期に進出した企業の中には、政府の指導でそうした規定を設けている企業が少なくない。これらの企業も、「外商投資法」の施行を機に、出資比率を引き上げたいところだろう。

しかし、「外商投資法」が施行されれば「公司法」の上記の規定が強制的に適用され、出資比率で 2/3 以上を持っていれば自動的にすべての事項を多数決で決められるようになるわけではない。出資比率を変更するにしても議決要件を変更するにしても、株主間の合意が必要である。

出資比率が 1/3 未満の株主からすると、当然ながら 2/3 以上の多数株主による一方的な決定に歯止めをかけたいと考える。すでに少数株主としての権利を確保していれば、それより不利な条件となることには強く抵抗するだろう。

したがって、2/3 以上を占めている株主にとっては、この規定を採り入れようとすれば、多数株主としてより大きな経営責任を果たすために多数決も必要なことを説得するとともに、意志決定の過程では株主間で議論を尽くすこと、多数決を採った場合に少数株主の権利を尊重する（増資については引き受けない権利、解散については持分譲渡により撤退できる権利など）ことを承諾するなどの対応が必要になると思われる。また、逆に、少数株主としては、自己の意志に反して多数株主が多数決を意図している場合には、その決定に従わないことを選択する権利を確保することが重要にだろう。

いずれにしても、定款の変更にあたっては、従来以上に株主間の真剣な交渉となる。その際には、これまで中外合弁企業の董事会が担ってきた役割を、どのように株主会、董事会に移行させるかについても合わせて議論が必要になる。

「公司法」では、董事会の職権について、株主会の決議を執行することや内部管理制度を決定すること、経理を任命することもあるが、主には株主会で議決する事項の議案を作成することが規定されている。董事は株主会が選任・交代を決定するが、董事の要件については「中外合弁企業法」

のように株主が出資比率に応じて派遣するという規定がなく、各株主の利益を代表する存在とは位置づけられていない。しかし、既存の中外合弁企業が「公司法」の規定に合わせて組織機構を変更する場合には、董事は引き続き各株主が推薦し、株主会で任命するのが自然だろう。

董事会会議は董事長が招集・主宰し、議事方法や議決手続きは定款に定めるが、一人一票の表決により議決を行うとされている。上記のように、董事会ではなく執行董事 1 名を置くこともできるが、株主会を議決機関として機能させるには、董事会を実質的に株主間の意向を調整する場とするのが良いと思われる。この点で、各株主が推薦する董事の配分と議決要件についての取り決めも重要である。

2. 投資の手続き

「外商投資法」では、投資の手続きについて、投資プロジェクトの認可または届出、許可が必要とされる業種・分野に投資する場合の許可申請、反独占法に基づく事業者集中審査、商務部門への外商投資情報報告、安全審査が規定されている。

投資プロジェクトの認可・届出は、特定業種・分野で固定資産投資を行うプロジェクトでの認可とその他の固定資産投資を伴うプロジェクトでの届出の手続きで、従来、内資・外資の両方を対象に実施されているものである（注 1）。

また、許可を要する業種・分野に投資する場合の許可申請も、内資と共通とされている。これは、2018 年年 12 月に公布された「市場参入ネガティブリスト（2018 年版）」に記載される許可業種・分野に投資する場合の許可手続きを指していると見られる（注 2）。一方、事業者集中審査と安全審査は、外資のみが対象とされているが、以前から実施されているものである。

その中で、外商投資情報報告は従来にない新しい手続きである。「外商投資法」では、「外国投資者または外商投資企業は企業登記システムおよび企業信用情報公示システムを通じて商務部門に投資情報を送付する。」、また「外商投資情報報告の内容と範囲は確実に必要があるものを原則として確定する。」と規定されている（第 34 条）。現在は、外商投資ネガティブリストに該当しない業種・分野で外商投資企業を設立または変更する際には、上記のシステムを通じて商務部門に届出を行い、一方、外商投資ネガティブリストに該当する業種・分野では、以前からと同じく、商務部門に色々な資料を提出して審査・認可を受けなければならない。これらの手続きは、「外商投資法」の施行とともに変わると見られるが、現時点ではその内容は明らかでない。

3. 許可業種・分野への投資での許可取得

上記のように、「外商投資法」では許可が必要とされる業種・分野に投資する場合には許可申請が必要とされているが、同時に、「関係主管部門は、内資と一致する条件および手順に従い、外国投資者の許可申請を審査、承認しなければならない。」（第 31 条）と規定されている。この規定により、今後は内資と同等の条件で許可されることが期待される。

従来、中国政府が外資を禁止または制限している業種・分野に参入する場合、VIE（Variable Interest Entities＝変動持分事業体）ストラクチャーという間接投資のスキームが採られてきた。これは、外国企業がタックスヘイブン地域に設立した特定目的会社（SPC）を経由して中国に独資の子会社を設立し、それが中国の事業許可を持っている企業に対して技術・管理・設備などに関する役務提供契約や融資契約を結んで支配力を及ぼし、相手の会社から利益を吸い上げる方式である。このスキームは、特にインターネット関連の付加価値通信サービスやオンラインゲーム、決済サービスなどの分野で多く見られる。

「外商投資法」は、2015 年 1 月に最初の草案である「外国投資法」(草案意見徴収稿)が公開されたが、それには「外国投資」の形態の 1 つとして、「契約、信託等の方式を通じて国内企業を支配または国内企業の権益を保有すること」があげられていた。これはまさに VIE ストラクチャーを指しているが、「外商投資法」ではこの規定がなくなった。「外商投資法」が施行された後に、VIE ストラクチャーに対する扱いがどう変わるのかが注目されるが、外資に対する制限が緩和、撤廃されるにつれて、このスキームは意味を失っていくものと思われる。

4. その他の注目点

「外商投資法」の施行と同時に外資三法は廃止されるが、従来、外資三法によって外商投資企業のみ適用され、内資企業には適用されていない規制がどういう扱いになるかも注目される。

1 つは、投資総額という概念である。投資総額は、外資三法の実施条例・実施細則で、生産・経営規模に応じて投入する設備資金と運転資金の合計と定義されているが、実務上は、登録資本との差額(「投注差」)が外貨借入(外債)のできる限度とされ、また生産設備の輸入に免税が適用される場合には、それが免税額の上限とされている。これらは長らく内資企業の待遇を上回る優遇とされてきたが、現在は内資企業も制限付きながら外貨借入が可能になっており、設備輸入免税も適用されている。

もう 1 つは、中国の個人が中外合弁企業や中外合作経営企業の株主になることが認められるかである。現行の「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」では、中国の個人は株主から除外されているが、「公司法」では個人も有限責任公司、株式有限公司の株主とされている。株主の要件についても、「公司法」の規定が適用されるのであれば、当然、中国の個人も合弁・合作企業の株主たりうる。そうなれば、企業を設立する際のパートナーの選択の幅が広がるだけでなく、既存の外商投資企業の従業員持株制度により従業員のモチベーションを高めることも可能になる。

(注 1) この手続きは、「企業投資プロジェクト認可・届出管理条例」(国务院令第 673 号、2016 年 11 月 30 日公布、2017 年 2 月 1 日施行)に基づいて実施されているもので、現在は「政府認可投資プロジェクト目録(2016 年版)」に記載される 12 業種・分野、40 プロジェクトに投資する場合には政府の認可が必要とされ、それ以外では届出とされている。

(注 2) 「市場参入ネガティブリスト(2018 年版)」には、行政許可の取得を条件として投資が許可される 14 業種 147 分野と許可事項約 600 項目が記載されている。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
池上隆介
住 所：東京都港区虎ノ門 5-11-2
E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948



中国地域経済の市場としての特徴

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

調査部

主任研究員 細尾忠生

中国を地域別にみると、(当然のことながら)実に多様な姿をみることができる。この点について、2年前の本欄で省区市別の人口増加率、経済成長率の差異を紹介した(BTMU 中国月報 2017 年 7 月 第 138 号「中国経済の多様性～地域の視点」¹⁾)。その際、①2010 年代に入り、重慶、貴州、チベット、雲南といった内陸部の経済成長率が高まっていること、②対照的に、北京、上海の成長率が大幅に鈍化していること、③経済規模の大きい北京、上海の成長ペースが鈍化しているため、中国全体の成長率も鈍化しているようにみえるが、内陸部ではむしろ成長率が加速していること等を紹介した。

このように多様性のある中国の地域経済について、企業目線で市場としてとらえる場合、地域ごとにどのような特徴があるのか整理したい。

1. 経済的なパイの拡大

まず、地域別の動向をみるための準備として、企業が中国事業を展開するうえで、中国の経済成長の鈍化が必ずしも問題ではない、ということを確認しておきたい。

次ページの図表 1 では、中国の経済規模を示し企業の売上高にも連動する名目 GDP について、(1) GDP 成長率を折れ線グラフで右軸に、(2) GDP の金額の増加分 (GDP の前年差) を棒グラフで左軸に示している。

図表 1 で折れ線グラフをみると中国の成長率はたしかに鈍化しているが、棒グラフで示している GDP の金額の増加分 (=GDP の前年差) は大きくなっていることが分かる。

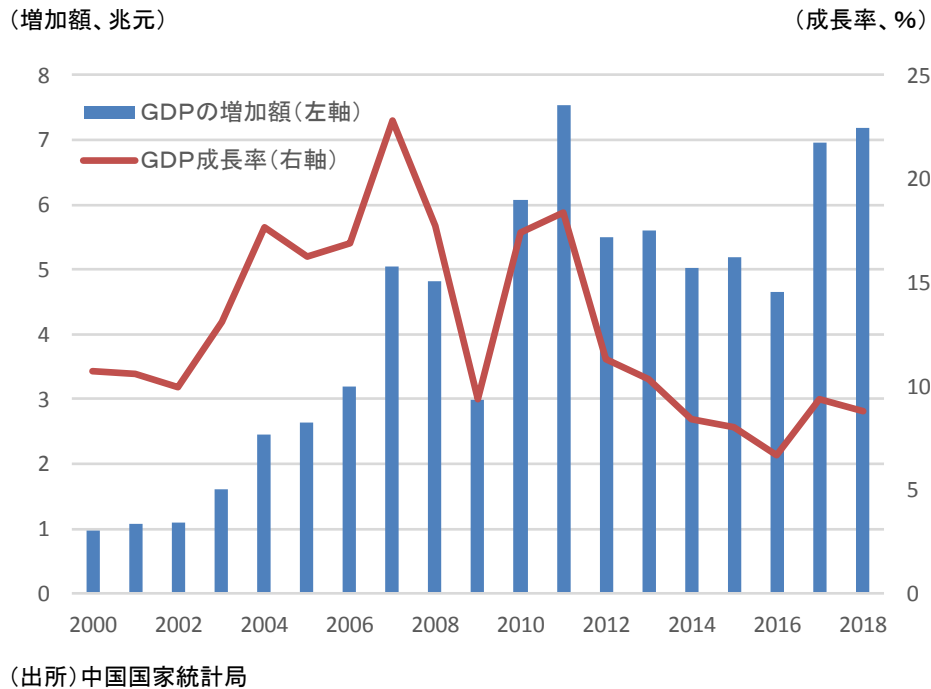
昨年の中国の「実質」GDP 成長率は 6.6% だったが、インフレを加味する前の「名目」GDP 成長率は幾分高めの 9.7% であった。近年「名目」成長率が一番高かったのは、リーマン危機の前年にあたる 2007 年で 22.8% もの高成長を達成した。当時の GDP (経済規模) は日本よりまだ小さく、円換算で前年の 323 兆円から 421 兆円に 98 兆円増えた²⁾。一方、2018 年の GDP は日本の 3 倍近くにのぼり、同じく円換算で見ると前年の 1,353 兆円から 1,480 兆円に 127 兆円増加した。つまり、中国の成長が鈍化したといっても、経済規模が今ほど大きくなかった時代に稼いでいた分よりも、経済規模が大きくなった分だけ稼ぎも大きくなっていることは、経験的に多くの人が気付きながら、議論の際には往々にして見落とされがちではないだろうか。

ちなみに、企業にビジネス機会をもたらすのは、経済のパイ自体が拡大 (経済規模が拡大) するか、産業構造が変化するかのいずれかである。たとえば、日本の GDP がおよそ 500 兆円程度という場合に、そのうち、自動車業の取り分・貢献分、小売業の取り分・貢献分、各種サービス業の取り分・貢献分といった産業構造はほとんど変化していない。経済のパイも産業構造も変化しない日本のような経済では、新規参入者がビジネス機会を見出すことは難しい。一方、中国では、IT 産業を中心として産業構造がダイナミックに変化しているだけでなく、図表 1 でみたように経済のパイが毎年猛烈な勢いで拡大しており、そのことが企業に中国でのビジネス機会をもたらしている。

¹⁾ <https://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/117070101.pdf>

²⁾ 円換算での成長率が 30.3% になるのは、元建て GDP 成長率 22.8% と為替の元高・円安が 7.5% 進んだことによる合計値

図表 1. 中国の名目 GDP



2. 地域別にみたパイの拡大

それでは、中国の31の省市自治区で、経済的なパイの拡大、つまり名目GDP増加額が大きい地域はどこだろうか。

次ページ図表2で名目GDPの増加額の大きい順に31省区市をランキングした³。図表2から3つの特徴を読み取ることができる。

第一に、図表2の右端の列で各省区市の経済規模の順位を示した。それをみると、経済のパイが拡大している（名目GDP増加額の大きい）省区市は、そもそも経済規模が大きい。「中国で最も伸びている地域」という場合、一定以上の経済規模を持ち、かつ成長テンポも一定ペースを維持していることが必要条件であり、単に成長率が高いだけでは企業にとり魅力的な地域とは限らない。

第二に、経済規模が重要とはいえ、規模のわりに順位が高い省区市、逆に、規模のわりに順位が低い省区市が存在する。たとえば、発展が特に目覚ましい武漢市を抱える湖北省、習近平国家主席が権力基盤を形成した福建省のほか、ハイテク産業が集積する安徽省や陝西省、近年の中国で成長率が最も高い新疆ウイグル自治区や貴州省では、経済規模が同等の他の省区市と比べパイの拡大が顕著である。

逆に、河南省はじめ、毛沢東ゆかりの湖南省、河北省、重慶市は、経済的なパイの拡大ペースが経済規模が同等の他の省区市と比べて見劣りしている。

第三に、パイの拡大ペースは地域格差が大きい。パイの拡大を示すGDPの前年差をみると、最大の広東省は7500億元と円換算でおよそ13兆円程度であるが、最小の吉林省は130億元と円換算で200億円程度にとどまる。各省区市の合計が図表2の一番下の行に示す合計値6.8兆円であり、これが図表1の棒グラフの値と符合する。つまり、中国全体では図表1のとおりパイの拡大が続くが、省区市別にみると千差万別の状況にある。本欄では日本企業の中国進出ペースが緩慢にとどまっていることをこれまでたびたび指摘してきたが、中国事業から得られる果実の大きさには、実は大きな地域差があることに注意が必要であろう。

³ 図表2では単年度の不規則なデータの動きをならすために過去5年間の平均値をベースにランキングした

なお、中国の統計ゆえ、その正確性には限界があり、特に、近年は党中央が統計の正確さを重視し地方政府の統計修正が相次いでいることは周知のとおりである。図表 2 で※印を付した省区市で統計データに不自然な段差がみられ、おそらく大幅な統計修正があったものと推察され、その分を割り引いてみる必要がある。それでも、データによる分析は、中国経済の実態について多くのことを物語っており参考に資することは間違いないであろう。

図表 2. 経済規模の毎年の増加額

		GDP前年差(億元)	経済規模順位
1	広東省	7,573	1
2	江蘇省	6,726	2
3	浙江省	4,429	4
4	湖北省	3,888	7
5	山東省	3,836	3
6	四川省	3,698	6
7	福建省	3,622	10
8	河南省	3,503	5
9	安徽省	2,989	13
10	陝西省	2,540	15
11	湖南省	2,523	8
12	北京市	2,305	12
13	上海市	2,047	11
14	河北省	1,994	9
15	江西省	1,978	16
16	遼寧省※	1,906	14
17	広西壮族自治区	1,829	18
18	雲南省	1,505	17
19	新疆ウイグル自治区	1,317	26
20	山西省	1,290	22
21	貴州省	1,266	25
22	内モンゴル自治区※	1,193	21
23	重慶市	938	17
24	甘肅省	786	27
25	黒竜江省	459	23
26	海南省	370	28
27	寧夏回族自治区	262	29
28	天津市※	260	19
29	青海省	240	30
30	チベット自治区	167	31
31	吉林省※	130	24
	合 計	67,567	

(注1) 表中のデータは過去5年間の平均値

(注2) 青は経済規模の割に増加額が大きい省区市、桃色は増加額が小さい省区市を示す

(注3) ※印は統計の大幅な見直しに等によりデータに段差がみられる省区市を示す

(出所) 中国国家统计局

3. 将来の労働力を左右する出生率

中国の地域経済を企業の目線で市場としてみるうえで、上述のパイの拡大が重要であるが、本稿では、人口動態面のいくつかの特徴もあわせて整理したい。

特に、将来の中国の成長力の基礎になるのは、労働力と生産性であるが、これらに影響を与えるのが出生率と大学進学率である。

まず、合計特殊出生率については、一人っ子政策の影響により中国全体で1.24まで低下しており、省区市別にみても、最大の山東省でも1.75にとどまり、人口を維持するために必要な2.07の水準を大きく下回っている(次頁図表3)。

もっとも、今後の人口の減り方、つまり減少ペースに着目すると、出生率が相対的に高く、人口減少ペースが緩やかにとどまることが予想される地域と、中国の中でも出生率が特に低く、今後、

急速な人口減少に直面することが不可避な地域とに大別できる。

全体的な傾向として、各民族自治区では、民族的に多産化傾向があるほか中央政府の統制も比較的緩く出生率が他の省区市に比べて相対的に高い。このような事情を例外とすると、前節でパイの拡大が比較的大きい省区市としてとりあげた福建省、安徽省、貴州省、広東省の出生率が比較的高いことが注目される。

逆に、北京、上海、天津の特別 3 市と、吉林省、遼寧省、黒竜江省の東北 3 省の出生率は、中国の中でも極端に低い水準にある。

後述するとおり、特別 3 市は所得水準が高いほか、進学、就職等を契機に他地域からの人口流入による社会的な人口増加も期待できるなど、日本で東京都の出生率が突出して低いことと似た傾向がある。一方、東北 3 省では経済成長率の低下が続き、人口減少と経済低迷の負のスパイラルに陥っている。日系企業が集積する大連が位置することもあり、将来的にも他地域と比べ人口が急速に減少することになれば、労働力のひっ迫は大連の日系企業にとっても他人事ではなくなることが懸念される。

図表 3. 合計特殊出生率 (2018 年)

1	山東省	1.75
2	チベット自治区	1.60
3	新疆ウイグル自治区	1.59
4	広西チワン自治区	1.51
5	福建省	1.50
6	海南省	1.47
7	青海省	1.44
8	安徽省	1.41
9	貴州省	1.40
10	江西省	1.38
11	広東省	1.37
12	雲南省	1.35
13	寧夏回族自治区	1.34
14	湖南省	1.33
15	河北省	1.32
16	河南省	1.30
17	湖北省	1.26
18	甘肅省	1.25
	全国平均	1.24
19	浙江省	1.19
20	四川省	1.13
21	重慶市	1.12
22	陝西省	1.11
23	山西省	1.11
24	江蘇省	0.97
25	内蒙古自治区	0.95
26	北京市	0.91
27	上海市	0.81
28	天津市	0.77
29	吉林省	0.68
30	遼寧省	0.65
31	黒竜江省	0.62

(出所) 中国国家統計局

4. 将来の生産性を左右する大学進学率

経済成長を考える際に関心の高い生産性について、経済学では、生産性を決定する要因としていくつかの要素が注目されており、とりわけ、就学年数と生産性との間に高い相関性があることが知

られている⁴。

そこで、中国の省区市別の大学進学率をまとめたのが図表 4 である。それによると、北京市、上海市、天津市といった、後述する通り所得水準が高く成熟した都市で大学進学率が高い。江蘇省、湖北省、浙江省の進学率が高いことも同様の要因による。そうした中、陝西省が 4 位に入っていることが注目される。国家重点大学や党中央直轄の副部級大学として知られる西安交通大学をはじめ、中国を代表する理工系の伝統校が所在する教育先進地域としての面目躍如といえ、同地域における近年のハイテク産業の成長を、人材供給や研究開発といった大学の立場で支援している。

なお、チベット自治区、雲南省、貴州省といった近年成長率が高い地域の進学率は 10%程度と、これら地域の高成長が生産性上昇より、労働や資本の拡大によるものであることを示唆している。

図表 4. 大学進学率 (2015 年)

1	北京市	43.2
2	上海市	29.7
3	天津市	23.9
4	陝西省	18.8
5	江蘇省	17.4
6	遼寧省	17.3
7	内蒙古自治区	17.1
8	寧夏回族自治区	16.7
9	湖北省	15.9
10	浙江省	15.7
11	新疆ウイグル自治区	15.3
12	山西省	14.2
13	甘肅省	14.1
14	福建省	14.0
15	黒竜江省	13.7
16	吉林省	13.6
17	山東省	13.6
18	重慶市	13.3
19	安徽省	12.6
20	青海省	12.5
21	広東省	12.4
22	湖南省	12.3
23	四川省	12.0
24	海南省	11.4
25	江西省	11.1
26	チベット自治区	11.1
27	河北省	10.7
28	雲南省	10.5
29	広西チワン族自治区	9.7
30	貴州省	9.6
31	河南省	9.3

(出所) 中国国家统计局

5. 高齢化にともなう新たな需要

最後に、中国の高齢化の状況について、所得水準と合わせてまとめたのが図表 5 である。

高齢化の進展を示す老年人口比率（全人口に占める 65 歳以上の人口の割合）をみると、重慶市、四川省、遼寧省で高く、高齢化がかなりのレベルに進展していることが分かる。これら各省に続くのが、上海市、江蘇省、山東省、浙江省、湖北省といった経済先進地域であり、このほか北京市、

⁴ たとえば、経済成長論の古典である R. Barro and Sala-i-Martin(2003)、“Economic Growth”を参照。なお、報道等で取り上げられることの多い世界経済フォーラムやスイスのビジネススクール IMD などが公表する競争力ランキングは、著名な経済学者が、経済成長論の実証研究の成果に基づき、ランキングを決定する各項目を選定しており、その中でも、平均就学年数は、各国の経済成長力を決定する代表的な指標とされている。

天津市も老年人口比率で中位に位置している。

図表 5 の右側に示す通り、これらの経済先進地域は所得水準が高い。人口の高齢化は、経済の供給サイドからみると成長を圧迫する要因だが、需要サイドから見れば、所得水準の高い豊かな地域での高齢化の進行は、介護サービスをはじめ高齢者向けの新たなサービスへの需要が期待できことを示し、日本の介護サービス大手による中国進出事例がこの 2、3 年で相次いでいる。

一人っ子政策を長きにわたり続けたため、中国では高齢化が急速なスピードで進展することになるが、一口に高齢化といっても、地域ごとにその中身が異なることに注意が必要であろう。

以上、本稿でみたとおり、経済的なパイの拡大を軸にしつつ、人口動態の様々な指標も補完的にみることで、日本企業にとり、自社の事業領域、事業分野と、各地域の発展度合いを今一度見つめ直し、長期的な視野で事業戦略を構築していくことが望まれる。

図表 5. 高齢化の進展と所得水準

老年人口比率(2015年)		%	一人当たりGDP(2017年)		元	円	ドル
1	重慶市	13	1	北京市	128,994	2,192,900	19,935
2	四川省	13	2	上海市	126,634	2,152,781	19,571
3	遼寧省	13	3	天津市	118,944	2,022,041	18,382
4	上海市	13	4	江蘇省	107,150	1,821,550	16,560
5	江蘇省	13	5	浙江省	92,057	1,564,969	14,227
6	山東省	12	6	福建省	82,677	1,405,509	12,777
7	浙江省	11	7	広東省	80,932	1,375,844	12,508
8	湖北省	11	8	山東省	72,807	1,237,721	11,252
9	湖南省	11	9	内蒙古自治区	63,764	1,083,988	9,854
10	安徽省	11	10	湖北省	60,199	1,023,383	9,303
11	吉林省	11	11	重慶市	63,442	1,078,514	9,805
12	黒竜江省	11	12	陝西省	57,266	973,527	8,850
13	北京市	11	13	吉林省	54,838	932,246	8,475
14	陝西省	10	14	遼寧省	53,527	909,953	8,272
15	天津市	10	15	寧夏回族自治区	50,765	863,005	7,846
16	河北省	10	16	湖南省	49,558	842,486	7,659
17	河南省	10	17	海南省	48,430	823,310	7,485
18	広西チワン自治区	10	18	河南省	46,674	793,458	7,213
19	内蒙古自治区	10	19	河北省	45,387	771,579	7,014
20	貴州省	9	20	新疆ウイグル自治区	44,941	763,997	6,945
21	甘肅省	9	21	四川省	44,651	759,072	6,901
22	山西省	9	22	青海省	44,047	748,799	6,807
23	江西省	9	23	江西省	43,424	738,214	6,711
24	福建省	9	24	安徽省	43,401	737,823	6,707
25	海南省	8	25	山西省	42,060	715,020	6,500
26	雲南省	8	26	黒竜江省	41,916	712,572	6,478
27	広東省	7	27	チベット自治区	39,267	667,539	6,069
28	寧夏回族自治区	7	28	広西チワン自治区	38,102	647,734	5,888
29	新疆ウイグル自治区	7	29	貴州省	37,956	645,253	5,866
30	青海省	7	30	雲南省	34,221	581,757	5,289
31	チベット自治区	6	31	甘肅省	28,497	484,441	4,404

(出所) 中国国家统计局

以上

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : hosoo@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



税務会計: 納税の確実性に対する国家税務総局のコミットメント —「中国事前確認制度年次報告書(2017)」の解説

KPMG中国

税務・移転価格パートナー

平澤尚子 (Hirasawa Naoko)

【要旨】

中国国家税务总局(以下、「SAT」)は2018年12月6日に「中国事前確認制度年次報告書(2017)」(以下、「2017年度APA報告書」或いは「報告書」)を公布した。「2017年度APA報告書」は中国の事前確認制度(APA)の進展状況と、2005年から2017年までの統計データを中心とする。

報告書は、2017年におけるSATのAPA業務の推進状況及び実績を振り返り、SATの納税者に対する二重課税防止及び確実性へのコミットメントを報告している。2017年に締結したAPAは2016年よりやや少ないが、SATのAPAと相互協議手続(MAP)を処理するリソースは2017年および2018年にかけて大幅に増加したため、APA/MAPを申請する多国籍企業は増加傾向にある。

本稿では、「2017年度APA報告書」の重要なポイントについて解説する。また、中国の新たなAPA時代において、日系企業が取るべき方向性について説明する。

【発展し続ける中国APA】

APA(ユニラテラルAPA(Unilateral APA)、二国間APA(Bilateral APA)および多国間APA(Multilateral APA)を含む)とは、企業が将来年度における関連者との取引価格の設定方針と算定方法について、税務機関に申請して、独立企業間原則に従い税務機関と協議し、確認の上、合意を得ることである。

中国APAの実施は、1990年代後半(当時は試行段階にある可能性が高い)に遡ることができる。2005年に中国APAは規範化の段階に入った。2005年から2008年までに締結されたAPAの大部分はユニラテラルAPAであった(APAは、計41件、うち、ユニラテラルAPAが36件)。2009年には二国間APAの件数が顕著に増加し、2008年の1件から2009年の7件まで増加した。2010年から2017年までの期間にSATが締結した二国間APAの年間平均件数は8件(二国間APAの更新を含む)であり、増加傾向が続いている。2017年の一年間で二国間APAの締結により、約12億人民元の二重課税を回避した。

SATは2016年10月に現行のAPA管理要求、即ち「事前確認制度の改善事項に関する公告」(国家税务总局公告2016年第64号、以下、「64号公告」)¹を公布した。64号公告によると、APAのプロセスは予備会談、APA締結意向書の提出、審査と評価、正式申請、協議と締結、実施状況の監督という6つの段階に分けられることになる。

以下、「2017年度APA報告書」において開示された重要な統計データについて総括する。

¹ 中国国家税务总局公式HP:

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2292979/content.html>

1. 2005 年から 2017 年までに締結した APA

2005 年に APA を実施して以降、SAT が締結したユニラテラル APA および二国間 APA は 147 件（詳細は表 1 を参照）である。現在のところ、中国はいかなる多国間 APA も締結していない。

表 1－APA 年間締結件数統計（2005 年-2017 年）

年度	ユニラテラル APA	二国間 APA	合計
2005	13	1	14
2006	10	0	10
2007	7	3	10
2008	6	1	7
2009	5	7	12
2010	4	4	8
2011	8	4	12
（2011 更新）	（4）	（0）	（4）
2012	3	9	12
（2012 更新）	（1）	（6）	（7）
2013	11	8	19
（2013 更新）	（0）	（4）	（4）
2014	3	6	9
（2014 更新）	（1）	（0）	（1）
2015	6	6	12
（2015 更新）	（0）	（2）	（2）
2016	8	6	14
（2016 更新）	（0）	（2）	（2）
2017	3	5	8
（2017 更新）	（0）	（3）	（3）
合計	87	60	147

現在、APA を申請する企業は主に多国籍企業が中国で投資した企業であるが、海外に進出する中国企業の申請数も徐々に増加している。また、SAT は中国多国籍企業の親会社の一部が海外の子会社からサービス料とロイヤリティを徴収していないことによる税金流出に注目している。さらに中国企業は、将来的に海外投資について国外税務局からの移転価格調査に直面すると予想される。このため、中国多国籍企業の APA と MAP に対する需要は一層高まると見込まれる。

2. 業種別 APA

表 2 が示すように、2005 年から 2017 年までに締結された APA は製造業が中心であり、総件数の 83.7% を占める。これは以前に多国籍企業が行った中国国内での主な投資タイプを反映している。しかし、中国経済の多様化に伴い、今後は APA に関わる業種が更に増加すると予想される。

表 2－締結済み APA に関わる業種別統計データ（2005 年-2017 年）

業種	件数
製造業	123
リース・ビジネスサービス業	5
卸売・小売業	9
交通運輸・倉庫・郵便業	4
科学研究・技術サービス業	2
情報通信・ソフトウェア・IT サービス業	2
電力・熱・ガス・水の生産供給事業	1
建築業	1
合計	147

3. 取引形態別 APA

表 3 が示すように、APA に係る関連者間取引形態は主に有形資産の使用権又は所有権の譲渡である。現在、締結済みの APA に関わる有形資産の使用権又は所有権の譲渡は、すべての関連者間取引形態の 65.1%を占める。また、SAT は、注目対象を無形資産の使用権又は所有権の譲渡および役務取引に関する APA の申請へと徐々にシフトしている。

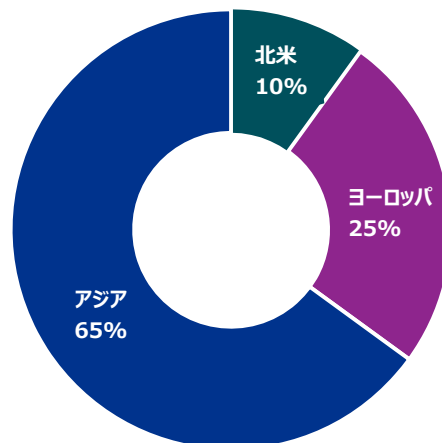
表 3—取引形態別 APA 統計データ（2005 年-2017 年）

関連者間取引形態	締結済みの APA	
	件数	割合
有形資産の使用権又は所有権の譲渡	127	65.1%
無形資産の使用権又は所有権の譲渡	31	15.9%
役務取引	37	19%
合計	195	100%

4. 地域別二国間 APA

中国は 2005 年から 2017 年にかけて、アジア諸国・地域と 39 件、ヨーロッパ諸国・地域と 15 件、北米諸国・地域と 6 件の二国間 APA を締結した。アジア諸国・地域と締結した APA の大部分は日本、韓国との締結であるが、これは、中国税務機関史上初の二国間 APA が日本との締結であり、次いで韓国と締結したことに起因し、これが中国 APA の作業構築の基盤となった。また、同時に中国税務機関が中国国内の日韓企業を重視していることを反映している。地域別構成比は表 4 のとおりである。

表 4—地域別二国間 APA（2005 年-2017 年）



5. APA 締結までの所要時間

APA 締結までの所要時間は多くの要素によって決定される。例えば、APA の類型（ユニラテラル APA、二国間 APA、多国間 APA）、APA に係る関連者間取引および関連する問題の複雑性、企業が提出した申請資料の内容、相手国（地域）の税務局の審査スピード（二国間 APA 又は多国間 APA の場合）および企業の協力度合い（関連資料が適時かつ完全に提供されたかどうか）等の要素が挙げられる。一般的には SAT が審査と相互協議にかかる目標時間として、ユニラテラル APA を 12 ヶ月、二国間 APA を 24 ヶ月と設定している。二国間 APA は相手国（地域）の税務局と MAP を開始する必要があるため、ユニラテラル APA よりも長い時間を要する。また、24 ヶ月以内に二国間 APA の審査と相互協議を完了させるという目標は、税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画 14 で定められた MAP 解決時間に関する要求と合致する。

下表のとおり、2005 年から 2017 年までに締結した大部分のユニラテラル APA（約 94%）および二国間 APA（約 65%）は 2 年以内に完了している。

表 5—APA 締結までの所要時間統計データ（2017 年）

類型	正式申請の受理から締結までの所要時間				
	1 年以内 (1 年を含む)	1～2 年 (2 年を含む)	2～3 年 (3 年を含む)	3 年以上	合計
ユニラテラル APA	1	2	0	0	3
二国間 APA	3	0	0	2	5

表 6—APA 締結までの所要時間統計データ（2005 年-2017 年）

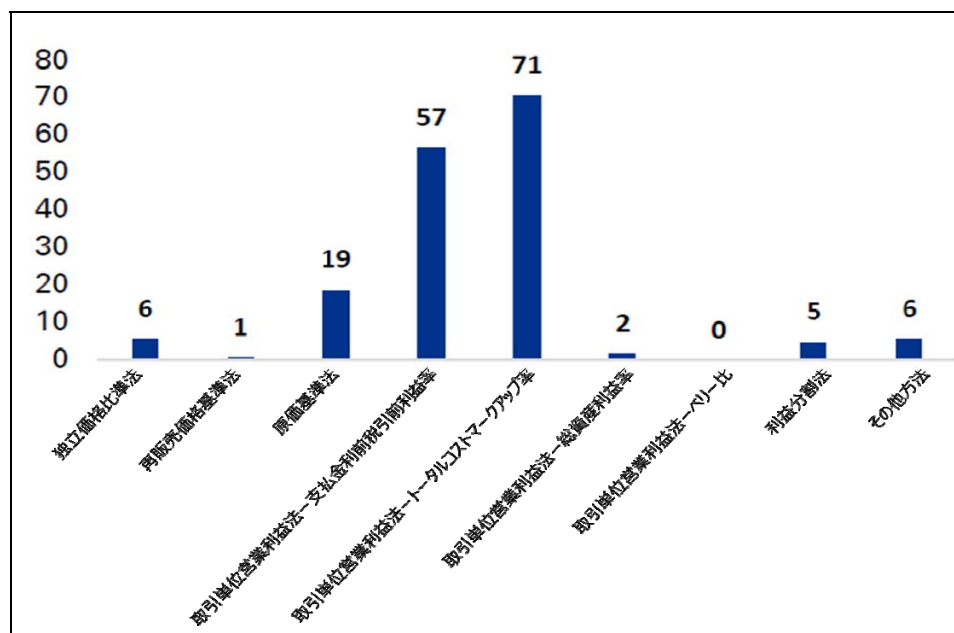
類型	正式申請の受理から締結までの所要時間				
	1 年以内 (1 年を含む)	1～2 年 (2 年を含む)	2～3 年 (3 年を含む)	3 年以上	合計
ユニラテラル APA	49	33	4	1	87
二国間 APA	30	9	9	12	60

6. APA で使用される移転価格算定方法

取引単位営業利益法（TNMM）は最もよく使用される移転価格算定方法であり、支払金利前税引前利益率（EBIT）およびトータルコストマークアップ率が最も使用頻度の高い利益水準指標である。また、その他に原価基準法もよく使用される移転価格算定方法である。

なお、中国税務機関は、特に取引当事者双方が価値創造に重要な貢献をしている場合、又は地域的な特別要因がある場合に、APA において利益分割法を積極的に試していることに留意が必要である。

図 7—締結済みの APA で使用された移転価格算定方法（2005 年-2017 年）



【APA の実施】

64 号公告によると、APA は通常、税務機関が企業に対して APA 締結の意向を受理する旨を記載した「税務事項通知書」を送付した日の属する年度の過去 3 年間に於いて、各年度における関連者間取引金額が 4,000 万人民币以上の企業に適用される。

「2017 年度 APA 報告書」によると、下記のいずれかに該当する場合、税務機関は企業からの申請を優先的に受理することができる。

- 企業の関連者間取引申告および同期資料が完全かつ合理的であり、開示が十分である。
- 企業の納税信用レベルが A 級である。
- 税務機関が企業に対して特別納税調査・調整（即ち、移転価格調整又は租税回避防止）を実施し、すでに事案が終了している。
- APA 実施期間の満了後、企業の継続申請によって更新され、APA で述べられた事実と経営環境に実質的変化がない。
- 企業が提出した申請資料が全て揃っており、バリューチェーン又はサプライチェーンの分析が完全かつ明確で、コストセービング、マーケットプレミアム等の地域性特別要因を十分に考慮し、かつ採用する価格設定原則と算定方法が合理的である。
- 企業が積極的に税務機関の APA 作業に協力している。
- 二国間または多国間 APA を申請した場合、租税条約の締結相手国の税務局が強く協議と締結を望み、APA を重視している。
- その他の APA に有利な要因。

【日系企業子会社のチャレンジとオポチュニティー】

BEPS 時代において、各国の税務機関による企業運営、バリューチェーンおよび利益配分、関連者取引に関する移転価格の価格設定などの情報開示に対する要求が著しく強化され、企業運営の透明性に対してより高い要求を提示している。さらに、各国の税務機関はデータに基づくコンプライアンスプログラムを採用していることに伴い、今後、検査と紛争が増加する可能性がある。これらに対応するために、日系企業にとっては効果的な紛争解決ツールの利用が特に重要となっている。その内、APA や MAP は最も有効なツールであるといえる。

APA、特に二国間 APA の申請プロセスは多くの時間とリソースを費やす必要があるイメージがあるが、多くの税務機関（中国を含む）は BEPS 行動計画 14 の最低基準を満たすため、MAP の協議と締結スピードを上げており、SAT は 2016 年に反避税三処の新設など、より多くのリソースを APA/MAP に投入していることから、APA 申請に関しては以前より処理スピードが上がりつつある。

さらに、「2017 年度 APA 報告書」によると、SAT はいくつかの APA 優先受理条件を挙げている。従って、以前は単純に申請提出順に手続きの順番を待っていたのに対し、今後は新しく APA 申請を提出した企業であっても、提出された申請が利益分割法など新しい移転価格方法で運用される場合、又は無形資産、コストセービング或いはマーケットプレミアムについての高度な定量的分析を含む申請である場合、SAT が優先的に処理する可能性がある。

また、「特別納税調査調整および相互協議手続に関する管理弁法」（国家税務総局公告 2017 年第 6 号）によると、APA の予備会談を通して税務機関と合意し、税務機関に「事前確認協議意向書」を既に提出し、かつ事前確認に対して過年度への遡及適用を申請する企業、または「事前確認更新申請書」を税務機関に既に提出した企業は、特別納税調査の調査対象から除外される。従って、APA を申請することで、まずは中国側の移転価格調査リスクを回避できるメリットがある。

【筆者の所見】

「2017 年度 APA 報告書」は、2017 年における SAT の APA 業務の推進状況及び実績を振り返り、SAT の納税者に対する二重課税防止及び確実性へのコミットメントを報告している。SAT は組織構造を調整し、より多くのリソースを APA と MAP 作業に配分しているため、今後は APA/MAP を申請する意欲のある中国又は外国の多国籍企業に対してより多くのサポートと指導を提供すると見込まれる。また、BEPS 行動計画 14 の紛争解決メカニズムの最低基準（ミニマムスタンダード）に基づいて、SAT は移転価格に関する国際紛争の有効かつ迅速な解決に特に注力している。

企業が移転価格に関する課題と潜在的な二重課税リスクに直面した場合、当該問題を解決するためには、APA/MAP が最も効果的な方法であると考えられる。APA/MAP を申請する意欲がある場合、税務専門家に相談することを推奨する。

（執筆者連絡先）

KPMG 中国

税務・移転価格パートナー

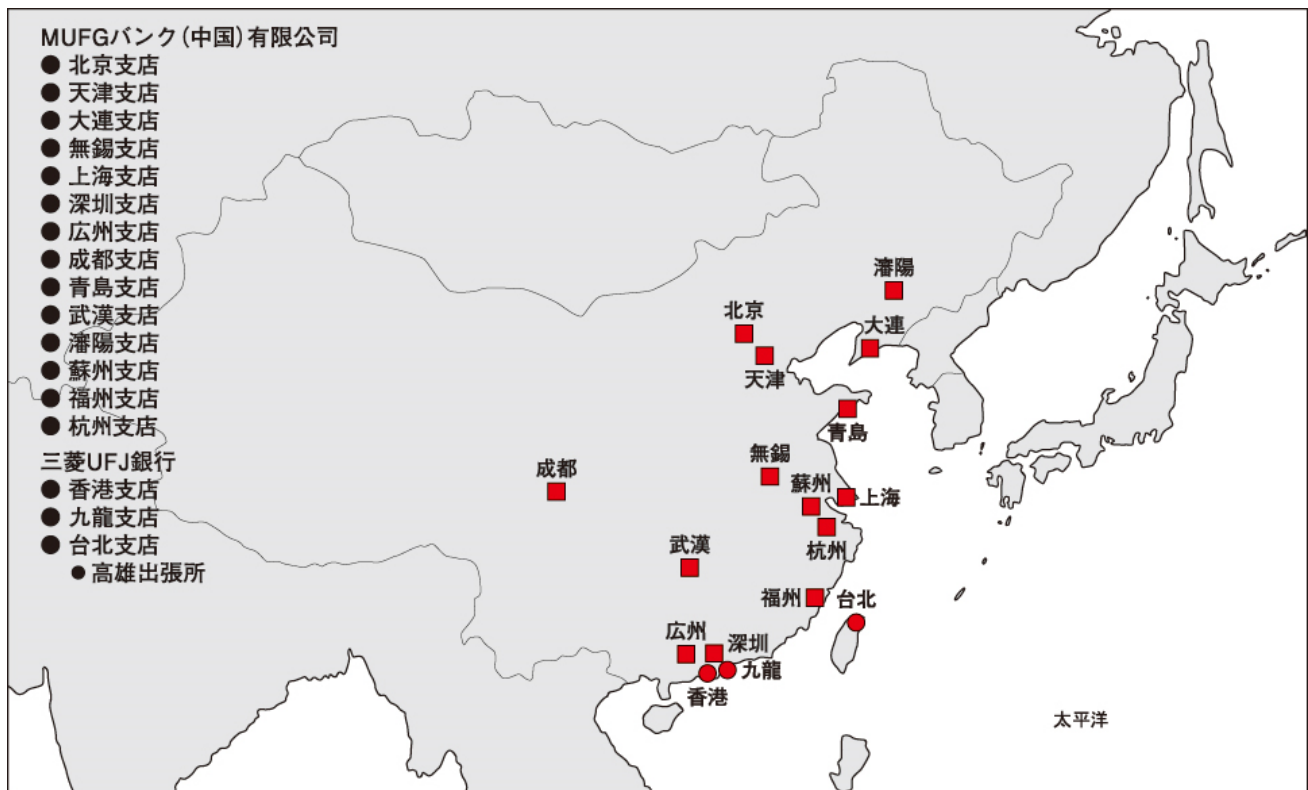
平澤尚子

中国上海市静安区南京西路 1266 号恒隆広場第二期 26F

Tel: +86-21-2212-3098 E-mail: naoko.hirasawa@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2019 年 4 月 25 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。